

【協議第4号】

合併の方式について（協定項目1）

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成19年10月1日提出

真岡市・二宮町合併協議会  
会 長 福 田 武 隼

芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する編入合併とする。

【協議第4号】

協 議 事 項	1 合併の方式について	関 係 項 目	
調整の内容	芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する編入合併とする。		

項 目	新 設 合 併	編 入 合 併
定 義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
法 人 格	合併市町村の法人格はすべて同時に消滅し、新たに法人格が発生する。	編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅し、編入する市町村の法人格が継続する。
新市の名称	新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。
事務所の位置	新たに制定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
首長の身分	市町村の法人格の消滅により、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議員の身分	原則として合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選任される。ただし、定数、任期等については合併新法による特例がある。	編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、定数、任期等については合併新法による特例がある。
特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。	編入する市町村の特別職の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。
一般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則等の取扱い	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則に統一される。